

## 海外ECサイト「埼玉県特設ショップ」出品企業募集 Q & A

**Q 1 : 「埼玉県特設ショップ」とはどんなものですか**

A 1 : Shopeeのシンガポール消費者向けのサイトに、埼玉県産品（食品、工芸品等）を集めた「埼玉県特設サイト」を約5か月間掲載し、埼玉県のPRと一体となったプロモーションを行うものです。

Shopeeは東南アジア最大規模のECプラットフォームであり、海外の消費者にテストマーケティングを行いたい、オンラインで海外の売り上げを伸ばしたい方に、商品の出品から現地消費者へのプロモーションまでサポートします。

プロモーションの具体的な内容としては、シンガポールの現地インフルエンサーと連携し、SNS（Facebook、ツイッターなど）を活用した出品商品の情報発信・マーケティングなど、複数の広告を組み合わせた販売促進を展開いたします。

より多くの品目を出品することで埼玉県の多彩さをアピールできますので、シンガポールでビジネス拡大に挑戦する県内中小企業の皆様の応募をお待ちしています。

**Q 2 : 埼玉県産品とは、県内で製造したものでなくてはなりませんか。県外の業者  
に製造委託したものも対象になりますか。**

A 2 : 県内事業者が企画した商品であれば、対象になります。

**Q 3 : 既にShopeeに出品したことのある商品も特設ショップに応募できますか。**

A 3 : 応募できます。

**Q 4 : 埼玉県特設ショップ出品と並行してShopeeに自社ショップをオープンすることは可能ですか。**

A 4 : 可能です。

なお、自社ショップ運営に関する配送手続き等は自社で対応してください。

**Q 5 : 埼玉県特設ショップのシンガポールと台湾に同じ商品を応募することはできますか。この場合、それぞれの申請書が必要ですか。**

A 5 : 可能です。なお、各国で出品不可商品が異なりますのでご注意ください。

申請書は出品国・地域ごとに作成し申請してください。

**Q6：出品できないものはありますか。**

A6：「郵送禁止物品」「シンガポールの禁制品」に抵触する場合のほか、特許権、意匠権、商標権などを侵害する場合、あるいはその恐れがある場合や、当会社または埼玉県特設ショップ運営委託業者が不適切と判断した商品は出品できないことがあります。その他、冷蔵・冷凍品の出品も不可です。

**Q7：英語は苦手ですが、出品できますか。**

A7：現地消費者と英語での直接やり取りはありません。

**このほか、ご不明な点があれば下記までお問い合わせください。**

公益財団法人埼玉県産業振興公社 取引支援グループ 電話 048-647-4086 Email ; <a href="mailto:sbsc@saitama-j.or.jp">sbsc@saitama-j.or.jp</a>
--